

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで
20歳になった昭和49年*月に国民年金保険料を納付したことを覚えており、それ以降も納付しているので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間について、申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和51年度の納付記録欄に「50.4～52.3まで30,000円 52.10.28」と記録されていることが確認でき、この金額(3万円)は、50年度及び51年度の国民年金保険料の合計と一致することから、申立人は両年度の国民年金保険料を過年度納付していたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が20歳に達した直後の昭和49年*月*日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人は、同年*月の国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立期間についても保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月10日から6年2月19日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を4年9月10日、資格喪失日に係る記録を6年2月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月19日から6年2月19日まで

私は、申立期間において、A社B支店で勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたが、年金事務所へ確認したところ、厚生年金保険被保険者であった記録が無いとの回答があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人は、申立期間のうち、平成4年2月19日から同年9月9日までの期間については短時間労働被保険者、同年9月10日から6年2月18日までの期間については一般被保険者として、A社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「A社B支店に入社してしばらくたった頃、上司から、5時間程度の短時間勤務（A社B支店ではパートと呼称していた。）から、8時間勤務（A社B支店ではアルバイトと呼称していた。）に雇用契約を変更するよう求められ、それに応じた。」と供述しているところ、当時の事務担当者は、「勤務時間が所定労働時間の4分の3以上に該当する者は社会保険に加入させていた。5時間勤務のパートから8時間勤務のアルバイトに切り替えた時点で社会保険加入の手続を行うこととしていた。」と証言している。

さらに、申立人から提出された平成4年12月から6年1月までの期間の給与明細書を見ると、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたこと、及び契約勤務期間が記載された欄の下段に「社会保険等級 170」と記載されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録を見ると、前述の申立人の雇用保険被保険者種別が短時間労働被保険者から一般被保険者へ変更された日（平成4年9月10日）に、申立人が国民年金第3号被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年9月10日から6年2月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載された報酬額、保険料控除額及び「社会保険等級 170」から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等はないものの、保険料は納付したとしているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年2月19日から同年9月9日までの期間については、前述のように、当時の事務担当者は「勤務時間が5時間勤務のパートから8時間勤務のアルバイトに切り替えた時点で社会保険加入の手続を行うこととしていた。」と証言しているところ、申立人は、5時間程度の短時間勤務であったと供述しており、雇用保険の記録から短時間労働被保険者であったことが確認できる。

このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和23年5月10日、資格喪失日は同年6月2日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月10日から同年6月頃まで

私は、大学卒業後の昭和23年5月にA社に入社し、1か月もたたないうちに会社を辞めた。自宅を訪れた年金事務所の職員から、同社における在籍の事実が確認されたが、当時の資料の不具合のため、年金記録に反映できないと説明を受けたので、調査・確認の上、年金記録に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和23年5月10日、標準報酬等級の確認が同年6月1日に行われたことを示す「23年6月1日」の記録があるものの、資格喪失日は資格取得日より前の同年5月5日と記録）が確認できる。

また、申立人は、「昭和23年6月頃まで勤務していた。」と主張しているところ、A社は、「当時の人事関連資料は既に廃棄したため、詳細は不明であるが、当社の厚生年金保険資格取得簿に、申立人の氏名が確認できることから勤務していたことは推認できる。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後に記載されている同僚20人のうち、記録が確認できた10人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、7人は申立人と同様に標準報酬等級の確認が昭和23年6月1日に行われたことを示す「23.6.1」又は、「23.6」と記載があり、当該7人は、その確認が行われた同年6月1日以降について被保険者記録が確認できる上、その記載が無い3人のうち2人は、同等級の確認が同年8月1日に行わ

れたことを示す「23. 8. 1」又は「23. 8」との記載があり、当該2人についても、その確認が行われた同年8月1日以降について被保険者記録が確認でき、残りの1人については、同年5月20日に資格喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和23年5月10日、資格喪失日は同年6月2日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月16日から同年11月1日まで
昭和31年3月16日にA社に入社し、平成4年10月末日退職するまで、社内での人事異動による転勤はあったが、籍が抜けるようなことは無かった。申立期間について年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社B工場から提出された勤務証明書及びC健康保険組合の健康保険被保険者資格取得証明書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は、申立人が昭和46年10月16日付けで本社からB工場へ転勤になったにもかかわらず、事務処理の不備により誤って同年11月1日付けで資格取得の手続をした旨回答していることから、A社B工場における取得日を同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和46年11月1日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を102万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 18 日

A社において、申立期間に支給された賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB健康保険組合から提出された賞与明細書及び被保険者標準賞与額決定通知書から、申立人に対し、平成16年6月18日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、102万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「賞与支払届を行ったかどうかは不明であるが、国（厚生労働省）に記録が無いのであれば保険料を納付していない。」と回答しており、年金事務所から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届に申立人の氏名が記載されていないことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年6月18日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から61年3月まで

私は、勤めを辞めてから、A市において国民年金に加入して保険料を納付していたのに、途中の申立期間がすっぽりと抜けている。申立期間当時は、住所変更も無く、保険料の納付を止めるという届けを出した覚えも無いし、納付をしない理由が無い。申立期間も保険料を納付していたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、昭和54年6月19日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、それ以降57年2月まで国民年金保険料を付加保険料も含め完納しているが、同年3月2日に同資格を喪失しており、61年4月1日に国民年金第3号被保険者の資格を取得するまでの申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、保険料を納付することはできなかった期間であり、ほかに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市における申立人の国民年金の被保険者資格の得喪記録を確認しても、昭和57年3月2日に資格喪失の後、61年4月1日に再取得したと記録されており、これはオンライン記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月から 12 年 9 月まで

昭和 61 年から平成 14 年 7 月まで A 社で、営業の仕事をしていた。営業成績も大きく落ち込んだことは無いのに、申立期間の標準報酬月額がその前後の期間の標準報酬月額に比べて落ち込んでいるのは不思議で納得できない。標準報酬月額の記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主の保管する申立人の給与明細書を見ると、申立期間について、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、オンライン記録において、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年から平成 2 年 4 月 2 日まで
② 平成 2 年 10 月 30 日から 3 年 11 月まで

私は、昭和 62 年頃から平成 3 年 11 月頃までの間、A社に勤務し、厚生年金保険料を納めていたと記憶している。しかし、記録照会に対する回答を見ると、厚生年金保険加入期間は平成 2 年 4 月 2 日から同年 10 月 30 日までの期間だけで、その前後の期間は国民年金加入期間となっている。

納得できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「記録等は残っていないが、A社に勤務している間に、少なくとも冬を2回越しており、僅か6か月程度の勤務期間ではない。」と主張している。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人に関する記録・資料は、申立人が平成 2 年 10 月 29 日に離職したことに伴う『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)』のほかには残っておらず、当時経理を担当していた社員も死亡していることから、申立期間の厚生年金保険への加入及び保険料の控除については確認できない。」と回答している上、申立人と同時期に勤務していた元同僚 10 人に照会したところ、5 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料や証言を得ることができなかった。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 47 年 4 月から平成 5 年 8 月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、厚生年金保険の加入記録がある 2 年 4 月から同年 9 月までの期間については、過誤納を理由として国民年金保険料が還付されたことが記録されている。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録においても、当該事業所に係る被保険者記録は平成2年4月2日資格取得、同年10月29日離職となっており、雇用保険の離職日の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月15日から同年8月20日まで

記録によると、私は昭和35年2月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、実際には、同年8月20日まで引き続きA事業所で勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A事業所において、昭和35年8月20日まで引き続き勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A事業所は、昭和60年10月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も確認できない上、申立期間に当該事業所に勤務していた元同僚8人に対し照会したところ、2人から回答を得たが、共に「申立人については、記憶が無い。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、退職日等についての具体的な供述を得ることはできなかった。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が当該事業所において被保険者資格を昭和32年11月1日に取得し、35年2月15日に喪失した一連の記録に訂正箇所は無いなど不自然な点は見当たらない上、喪失日以降に、申立人が当該事業所において再度、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した状況も認められない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から同年 4 月 1 日まで
昭和 44 年 2 月中旬頃に A 事業所の B に採用され、直ちに就業したのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 4 月 1 日となっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された履歴カード及び雇用保険の記録から、申立人は昭和 44 年 2 月 10 日に A 事業所（配属は、B）に C 員として採用され、同年 2 月に 10 日間、同年 3 月に 20 日間勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時、C 員については、勤務地ごとに厚生年金保険の加入手続を実施しており、また、関係資料も保存されていないため詳細は不明である。しかし、1 か月の就労日数が 22 日以上ある場合は、D 員と同様の勤務形態であり、退職手当の算定期間にも含める取扱いであったことから、厚生年金保険への加入も考えられるが、申立人については、申立期間のいずれの月も 22 日未満であることから、国（厚生労働省）の記録どおり昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得したものと推認される。」と回答している。

また、申立人と同時期に A 事業所に採用された複数の同僚は、「申立期間当時は、まだ、高校に在籍しながら、C 員として勤務していたので、厚生年金保険に加入したのは、昭和 44 年 4 月 1 日からだと思う。」と証言している。

さらに、申立人と同じ昭和 44 年 4 月 1 日に A 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚も同年 2 月に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時の C 員は入社してすぐに厚生年金保険に加入する取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同時期に同事業所に採用された同僚の厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同様に、昭和44年4月1日が資格取得日と記載されており、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。